

埋蔵文化財の取り扱い

a cultural asset's manual

文化財の中でも埋蔵文化財は「土地に埋蔵されている文化財」で、普段わたしたちの目にふれることはあまりありません。埋蔵文化財は本来、現状のままで土の中に保存されるべきものですが、道路・住宅などの土木工事等がおこると永遠に失われるおそれがあります。そこで、埋蔵文化財を保護するため、文化財保護法によって様々な手続きが定められています。垂井町内での埋蔵文化財の取り扱いは次のとおりです。

土木工事等をする場所が「周知の埋蔵文化財包蔵地」の場合	文化財保護法第93条に基づく届出が必要です。詳しくは下記「周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事を行う場合」参照。
土木工事等をする場所が「周知の埋蔵文化財包蔵地」でない場合	文化財保護法に基づく届出は必要ありません。ただし工事中に遺跡を発見した場合は届出が必要です。詳しくは垂井町教育委員会タリイピアセンターまでお問合せください。

※「周知の埋蔵文化財包蔵地」（遺跡）は、『垂井町遺跡地図』に位置・範囲が記載されています。地図は垂井町教育委員会タリイピアセンターで照会できます。埋蔵文化財包蔵地の範囲は、あくまで現状での推定範囲であり、調査の進展によって適宜変更が加えられていきます。工事を計画の際は、そのつど遺跡地図の確認をお願いします。

●周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合

事業主体	届出書類	届出書類	宛先
個人・法人の場合 （文化財保護法第93条）	埋蔵文化財発掘の届出 様式はこちら	工事着手の60日前まで	岐阜県教育委員会教育長（垂井町教育委員会経由）

*書類はすべて垂井町教育委員会（タリイピアセンター）に提出してください。

Q. 届出した後はどうなりますか？

A. 埋蔵文化財の状況で、工事内容によって主に次のようなケースがあります。

工事 によ って	埋蔵文化財が壊される危険性が ない	慎重工事	工事着工
	埋蔵文化財が壊される危険性が 低い	工事立会	工事時に教育委員会担当者が立ち会 い、必要に応じた記録をとった後、工 事着工
	埋蔵文化財が壊される場合	計画変更	埋蔵文化財を壊さない形の工事に計画 変更して工事を実施する。
	埋蔵文化財が壊される場合	発掘調査	記録保存のため発掘調査を実施した 後、工事を実施する。

その他、上記以外にも様々なケースがあります。

Q. どのケースに該当するか、どのように判断されるのですか？

A. 埋蔵文化財の状況、工事内容（掘削場所・深度等）を判断し、岐阜県教育委員会から工事の対応について指導が伝達されます。届出を提出してから県の回答が届くまで、2週間程度かかりますので、工事計画を立てられる際は、できるだけ早い段階で垂井町教育委員会（タルイピアセンター）へご相談ください。

また、垂井町では埋蔵文化財の状況を確認するために、必要に応じて事前調査（試掘調査等）を実施しています。事前調査を希望する場合は、「試掘確認調査について（依頼）」を提出してください（[様式はこちら](#)）。

垂井町教育委員会 タルイピアセンター 埋蔵文化財担当

〒503-2121 岐阜県不破郡垂井町2443-1

TEL: 058423-3746 FAX: 0584-23-3745

E-mail: taruipia@town.tarui.lg.jp
